

令和7年度滝沢総合公園遊具新設工事 公募型プロポーザル実施要領

I. 一般事項

1 趣旨

滝沢総合公園（以下「本公園」という。）は各種スポーツ施設や修景施設などスポーツ（動）の場と休息（静）の場が調和する公園として、市内・市外を問わず多くの方々に利用されている。しかし、令和5年度に策定した滝沢市公園施設長寿命化計画の中で実施したアンケート調査において、子供の遊び場としての施設が少ないこと、障がいの有無や国籍、性別などに関わらず、すべての人が利用できる遊具が無いことが課題として挙げられている。また、本市では、第2次滝沢市総合計画において、「やさしさ」をテーマに掲げ、一人一人の個性や多様性を尊重し合い、市民の幸福実感につなげることを目指しており、本公園についても幸福実感の場となるよう維持管理や施設の更新を進めている。

令和7年度滝沢総合公園遊具新設工事（以下「本工事」という。）は、本公園に不足しているインクルーシブの考え方を取り入れた遊具を設置し、障がいの有無や国籍、性別などに関わらず、誰もが共に憩い、遊ぶことができる公園として整備することで、さらなる魅力及び子育て環境の向上を図り、市民の幸福実感につなげることを目的に実施するものである。

インクルーシブ遊具の整備にあたっては、専門性、技術力及び企画力等に加え、既存遊具との調和や安全性が求められる。価格以外にもテーマ・コンセプト、遊具の構成、安全に対する配慮等を総合的に評価する必要があるため、広く提案を募集する公募型プロポーザルにより候補者を特定することとし、その手続きについてこの実施要領に定める。

2 プロポーザルの概要

- (1) 工事名 令和7年度滝沢総合公園遊具新設工事
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 工期 契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 工事場所 滝沢総合公園（岩手県滝沢市鵜飼御庭田地内）
- (5) 工事内容 別紙仕様書のとおり
- (6) 提案上限額 12,100,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 主催及び担当

- (1) 主催者 滝沢市
- (2) 担当課 滝沢市都市整備部河川公園課
- (3) 問合せ・提出先 〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地
TEL：019-656-6550（直通）
FAX：019-684-2158
E-Mail：park@city.takizawa.iwate.jp

4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

内容	期間
公募型プロポーザルの公告	令和7年8月1日（金）
質問書受付	公告日～令和7年8月8日（金）17：00まで
質問回答	令和7年8月18日（月）までに回答
参加申込書提出期限	令和7年8月22日（金）17：00まで
企画提案書の提出要請	令和7年8月29日（金）までに通知予定
企画提案書提出期限	令和7年9月19日（金）17：00まで
提案審査	令和7年9月24日（水）（予定）
選定結果通知・公表	令和7年9月下旬～10月上旬（予定）
契約締結	令和7年10月上旬～10月中旬（予定）

II. 審査・選定

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- （2）令和6・7年度滝沢市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿のとび・土工・コンクリート工事に登録されている者であること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （5）参加申込書の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、国及び地方公共団体から競争入札参加資格の指名停止措置を受けていない者であること。
- （6）技術者及び現場代理人（常駐）を建設業法に従い、工事現場に配置できること。
- （7）過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において、同種又は類似した工事を元請として受注した実績を有する者であること。

同種工事：「インクルーシブ遊具設置工事」とする。

類似工事：「公園遊具設置工事」または「公園遊具更新工事」とする。

2 参加申込書の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第1号） 1部

②実績調書（様式第2号） 1部

※実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。

③工事実施体制調書（様式第3号） 1部

(2) 提出期限 令和7年8月22日（金）17：00まで必着のこと。

(3) 提出場所 滝沢市都市整備部河川公園課

(4) 提出方法 郵送（書留郵便）又は持参とします。

※郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※送料は提案者の負担とする。

※市は、郵送中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

※必要以外の書類等（カタログや会社概要等も含む）は受理しません。

(5) 資格審査 参加受付後に参加資格要件を欠く事実が発覚した場合は、電子メール又はFAXで参加取消の通知をする。

(6) 本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加申込書（様式第1号）の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和7年8月22日（金）17：00までに電子メールによりワードファイルで送信し提出すること。

3 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。

(1) 提出書類 質問書（様式第4号）

(2) 質問受付期間 公告日から令和7年8月8日（金）17：00まで

(3) 提出方法 電子メールによりワードファイルで送信し提出すること。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

※質問については、「質問書（様式第4号）」の提出によるものとする。

※質問の内容に疑義が生じた際は、質問者へ電話等で問い合わせする場合がある。

(4) 質問回答 令和7年8月18日（月）までに滝沢市ホームページ上に掲載する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とすることがある。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

4 企画提案書の提出

(1) 対象者

プロポーザル提案資格者として選定され、市から企画提案書の提出要請を受けた者

(2) 提案いただく概要

①事業計画（案）の作成（遊具のコンセプト等を含む）

②提案遊具の概要図（デザインパース等）

③遊具等の配置計画図

(3) 提出書類

①企画提案書（様式第5号） 1部

※なお、提案数は1者につき1案に限る。

②企画提案調書（任意様式） 10部

ア 「(2) 提案いただく概要」で示すテーマについて、それぞれ提案事項を記載すること。

イ 貴社の考えなどを文章等で記述し、任意様式で作成すること。色彩、写真、図の使用は自由だが、図や文字は小さすぎないように配慮すること。

ウ A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成すること。

エ 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。

オ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。

カ 提案者の調査研究により、関係法令および参考事例を十分理解した上で、見積金額の範囲内で提案者が責任を持って履行できる内容とすること。

③製品の概略寸法、材質が判る三面図（平面、立面、側面図） 10部

ア 三面図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物全てについて明示すること。

イ 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

④工事工程表（任意様式） 10部

⑤設置から更新までにかかる維持管理費用の参考資料（任意様式） 10部

⑥その他補足説明資料（任意様式） 10部

⑦見積書（任意様式） 1部

ア 見積書には、合計金額のみの記載ではなく、項目、数量、単価、諸経費等の内訳も記載し、企画提案の内容と整合を図ったものとする。

イ 見積書は、当該事業にかかる費用の一切を含めるものとする。

ウ 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以内の見積金額を記載のこと。

エ 見積書には、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

(4) 提出期限 令和7年9月19日（金）17：00まで必着のこと。

(5) 提出部数 ・正本1部 （「(3) 提出書類」の①～⑦）

・副本9部 （「(3) 提出書類」の②～⑥）

※副本は審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定できる記載及び押印は一切行わないこと。

・提出書類の電子データを収録したCD-R 1枚

(6) 提出場所 滝沢市都市整備部河川公園課

(7) 提出方法 郵送（書留郵便）又は持参とします。

※郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※送料は提案者の負担とする。

※市は、郵送中の破損、遅延などの責任は負わないものとする。

※必要以外の書類等（カタログや会社概要等も含む）は受理しません。

(8) 再提出等 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めません。

(9) 費用負担 提出に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

5 審査・選定

市職員で構成された選定委員会により、別表に定める評価基準に基づき審査・選定する。

(1) 提案審査

プロポーザル提案資格者を対象に、令和7年9月24日（水）に滝沢市役所庁舎内にて、以下の概要でヒアリング（非公開）を実施する予定。

- ① 1者につき質疑応答をあわせて30分以内とする。（プレゼンテーション10分、質疑応答10分、準備・後片付け10分）
- ② 企画提案書の説明は、提出済みの企画提案調書を基にプレゼンテーションを行うこととし、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、補足資料（データ）は事前に提出し確認を受けること。スクリーン、プロジェクター及びパソコンとプロジェクターの接続ケーブル（D-sub 15ピン、HDMI 接続可能）は市で準備するが、パソコンは各自で用意願います。ただし、それらを使用するための準備及び後片付けは提案者で行うこととする。
- ③ 説明後、選定委員による質疑応答を行う。
- ④ 提案者は、説明者、機械を操作する者及び協力者も含み、3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただくこととする。
- ⑥ 総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。
- ⑦ プロポーザル参加者が1者のみの場合で、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点（各評価委員の持ち点を合算した値（満点）の6割）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。

(2) 提案審査結果の通知について

提案審査の結果は、提案審査参加者全員に速やかに通知するとともに、市ホームページに掲載する。

6 評価基準

- (1) 市職員で構成された選定委員会により、別表に定める評価基準に基づき採点するものとする。
- 評価基準は、評価項目ごとに5段階評価とし、提案書内容・ヒアリングにより主観的に採点するものとする。

評価	説明
優秀	本工事について、評価できるもののうち、特に顕著な水準である。
やや優秀	本工事について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
普通	本工事について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
やや劣る	本工事について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
劣る	本工事について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

(2) 提案審査の評価方法について

- ①提案審査は、別表に定める評価基準に従い採点を行う。
- ②評価基準の評価点は、審査に参加した選定委員の平均により算出する。なお、平均点は少数点2桁以下を切り捨てた数値とする。
- ③総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。
- ④総合評価点（合計点）を算出したときに同点の者があった場合は、評価項目1）の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位者とする。
- ⑤前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。
- ⑥評価は非公開により実施する。

7 工事請負契約までの流れ

- (1) 選定委員会が選定した契約候補者は、契約担当部署と当該事業に係る契約の交渉を行います。
- (2) 契約の交渉にあたっては、提出された企画提案書を基本として、提案内容を反映しつつ最終的な協議のうえ仕様書等の事業内容を決定し、当該事業に伴う随意契約の見積徴収の相手方とする。
- (3) 協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。
- (4) 契約候補者と本工事の実施内容等について協議を行った上で、契約に伴う見積書を徴収し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本工事の工事請負契約を締結する。
- (5) 契約候補者が契約までの間に、失格事項が判明した場合又は辞退した場合、さらには市との契約交渉において決裂した場合は、次点順位者と契約交渉を行います。
- (6) 市との契約の手続きは、滝沢市財務規則（平成11年規則第15号）の定めによります。
- (7) 当該事業の工期は、本要領Ⅰ.2.（3）のとおりですが、短縮した期間を企画提案した場合、その工期でもって、契約するものとする。
- (8) 本件に係る事業費の限度額は、本要領Ⅰ.2.（6）のとおりです。事業費には、当該事業における一切の費用を含むものとする。

Ⅲ. その他

1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本件プロポーザルを公告した以後、選定委員や本工事関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の金額が、本要領Ⅰ.2.（6）を超過した場合
- (5) その他、審査委員会が本要領に違反すると認める場合

2 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 書類の提出後において、記載された内容の変更は認めません。
- (2) 提出書類の返却は致しません。
- (3) 提出書類は、選定作業など必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しません。
- (5) 提出書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (6) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 提案者から提出された従業員等の個人情報、本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

3 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担になります。
- (2) 参加者は、実施要領等に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (3) 共同企業体での参加は認めない。単体での企業法人を前提とするが、工事の一部について再委託することは可能とする。ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。また、主たる工事の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 本工事を請負契約する相手方の決定については、特定された契約候補者を対象として、工事内容や仕様等の契約内容を本市と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、本工事を請負契約する相手方を決定するものではない。